

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年1月17日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

本日は、2番の審査会合から参ります。

1ページ目の一番下、1月21日火曜日、(2)第823回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは3つのプラントに関して審査をするものです。それぞれ御説明いたします。

1つ目は、中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、耐震設計方針についての昨年8月5日と9月1日の会合のコメント回答を受けるものです。

2つ目が、関西電力・高浜発電所1号機、2号機、3号機、4号機の設置変更許可に関しまして、警報なし津波についての12月12日の会合のコメント回答を受けるものです。この部分に関しましては、石渡委員が山中委員とともに対応されます。

3つ目です。四国電力・伊方原子力発電所3号機の設置変更許可に関しまして、乾式キャスクの損傷防止に関する11月21日と12月17日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、1枚おめくりください。2ページ目です。一番上から参ります。

1月22日水曜日、(4)第329回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が2つございます。

議題の1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の大洗廃棄物管理施設の設計・工事方法認可に関しまして、通信・連絡設備についての昨年7月24日の会合のコメント回答を受けるものです。

議題の2つ目です。日本原燃・廃棄物埋設施設の保安規定変更認可に関しまして、放射性廃棄物の受け入れ基準を定める12月12日付の認可申請の概要説明を受けるものです。

議題の3つ目は、従前お知らせした中には入ってございましたけれども、今回、間に合わなかったということで落ちております。御参考まで。

続きまして、その下、(6)第330回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が1つです。

リサイクル燃料貯蔵・リサイクル燃料備蓄センター（RFS）の事業変更許可に関しまして、まとめ資料の一部について確認を行うものです。

続きまして、その下に参ります。

1月23日木曜日、（7）第824回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらはBWR合同ということで、事業者名を申し上げますと、日本原電、電源開発、東北電力、東京電力、中部電力、中国電力、これら事業者を呼びまして、特定重大事故等対処施設の審査についての検討を行うものです。

その下の（8）に関しましては、まだ議題調整中となります。

では、1ページおめくりいただきまして、3ページ目です。一番上から参ります。

1月24日金曜日、（9）第148回放射線審議会総会、こちらの対応は山田審議官と大熊課長となります。議題は2つございます。

議題の1つ目は、昨年12月23日の放射線審議会におきまして、眼の水晶体の等価線量限度の取り入れに関する7つの技術的基準の諮問を受けました。このうち、厚生労働省の2つの技術的基準について、意見を付して答申することとなり、今回、その2つの答申案について決定をするものです。

続きまして、議題2となります。これは国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告におきまして、実効線量係数などが1990年の勧告から見直されたことから、その国内制度への取り入れに関しまして、今後の取り組み方針について審議を行うものです。

続きまして、その下、（10）第826回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは関西電力・高浜発電所3号機、4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可に関しまして審査を行うものです。いわゆる地震・津波部門も関係していることから、石渡委員も対応されます。

続きまして、その下、（12）第827回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは関西電力・美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機、大飯発電所3・4号機、中国電力・島根発電所2号機、これらの設置変更許可に関しまして、大山生竹テフラの新知見に係る大山火山の活動性再評価について、事業者から説明を受けるものです。

その次は、3番、委員の現地視察についてです。

（1）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）高度被ばく医療センターの視察、これは1月23日木曜日の11時からとなります。対応は更田委員長です。こちらは更田委員長が被ばく医療体制の現状を視察されるものです。

私からは以上となります。

#### < 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。カワダさん。

記者 朝日新聞のカワダと申します。

きょう、広島高裁で抗告審の決定が出まして、伊方3号機の差し止めということになったのですけれども、一応、訴訟参加もされている原子力規制庁として、規制委員会としてコメントがあれば、お願いします。

児嶋総務課長 大変恐縮です。民事事件なので、訴訟参加はしておりません。

記者 していないですか。

児嶋総務課長 はい。

記者 では、その決定の中で、規制委員会の判断ですね、いわゆる活断層というか、地震動評価の中で、中央構造線に関して、四国電力の調査について不十分であると。それを認めた規制委員会の判断についても、不十分という指摘をしているのですけれども、それについてコメントをお願いします。

児嶋総務課長 今、決定の内容については、私どもはまだ承知しておりません。今お話を伺ったのですけれども、また、御質問のあった事件につきましては、原子力規制委員会は、先ほど申し上げたとおり、当事者ではございません。民事事件ですし、コメントする立場にないということを申し上げます。

司会 イワマさん。

記者 毎日新聞のイワマと申します。

今の質問に関連してなのですけれども、直接訴訟の内容ではなくて、四国電力が行った調査、規制委員会がそれについて最終的に認めている、妥当であるとしているわけですが、そちらの判断について、適正だったとお考えでしょうか。

児嶋総務課長 個別のそのこの部分に関しましては、私は承知しておりませんが、いずれにしても、新規制基準に関して私たちが申し上げることができるのは、新規制基準は最新の科学的・技術的知見に基づいた合理的なものです。したがって、我々としては適切に審査を行っておりますし、今後も厳格な審査を行ってまいりたいと考えております。

司会 ほか、ございますでしょうか。どうぞ。

記者 愛媛新聞のカワバタと申します。

先ほどの質問に関連してなのですけれども、今回の広島高裁の決定が今後の規制委員会の審査ですとか、基準などに影響を与える可能性というのは、今のところ、ありますでしょうか。

児嶋総務課長 現時点では詳細な内容は承知しておりませんが、いずれにしても、規制委員会としましては、新規制基準に基づいて厳格な審査を行ってまいりますし、特段の、特別の対応を行う予定はございません。

記者 ありがとうございます。

司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。それでは、もう一度伊ワマさん、どうぞ。

記者 済みません。改めてになってしまって申しわけありません。ちょっと重複する部分もあるのですけれども、四国電力の伊方原発3号機は、原子力規制委員会の審査を経て再稼働したわけですけれども、今回は特に地質部分、あるいは火山などが焦点になっているのですけれども、そうした審査も含めまして、四国電力・伊方原発3号機の審査について、妥当であるというふうにお考えであるのかというのが1点と、そうした審査の内容について、今後、見直していく考えがあるのかどうか。また、その審査を行った基準について、見直していく考えがあるのかどうか。この3点について、お聞かせください。

児嶋総務課長 まず、新規制基準に関する審査は、常に適切に行っております。

済みません。2つ目の質問をちょっと忘れてしまいました。申しわけございません。

記者 今回の火山などが。済みません。申しわけないです。お訪ねしたいのは、火山ですとか、地質ですとか、そうしたものが今回の焦点となっているのですけれども、それも含めまして、今回の判決を受けて、合格を出した審査の内容について、改めて見直す考えがあるかどうかというのが2点目です。

児嶋総務課長 2点目の審査の内容そのものを見直すことはあるかどうかということですが、ございません。

記者 3点目は、審査を行った基準について考えたりですとか、あるいは妥当なものなのか、いま一度そうした見直しの作業に入るですとか、そうしたお考えはあるかどうか、お尋ねさせてください。

児嶋総務課長 ありがとうございます。

基準に関しても見直す予定はございません。その都度、その都度、最新の知見に基づいて見直しというのはやってまいりますけれども、今回の判決を受けての見直しということは予定しておりません。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -